

国民年金保険料の納付が困難な場合は 保険料免除・猶予の制度があります！

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので手続きをしてください。申請書は役場の窓口にあります。

平成30年度の免除の受付は平成30年7月1日から開始されます。失業等により保険料を納付するこ

とが経済的に困難になり、申請を忘れていたために未納期間がある場合は、役場の窓口または米子年金事務所にご相談ください。

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎0859・34・6111

住民生活課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口室

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口室

☎0858・58・6111

大山町のごみ事情 ③

夏場はごみが 増えやすい？



大山町のごみの量は、例年夏場になると排出量が300トン前後と年間を通して一番多くなる傾向にあります。夏場は水分を多く含んだ生ごみが増え、その結果、排出量が増えていると思われます。

水分を多く含む生ごみに対しては、水切りをしっかりと行うこと、ごみの減量に大きな効果があります。

す。また、本町では、家庭用電気式生ごみ処理機・生ごみ処理容器の購入費の補助を行っています。制度も活用していただき、ごみの減量にご協力ください。補助制度の詳細は、住民生活課へお問い合わせください。

夏場には、人はこまめな水分補給を、生ごみはしっかりと水切りをしましょう！

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210

平成30年度 後期高齢者 医療保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は、鳥取県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しをしています。その結果、平成30、31年度の保険料率は左記のとおりです。

平成30、31年度の 保険料率

- 保険料の所得割率
100分の8.07
- 保険料の均等割額
42,480円

◆保険料計算等における変更点

- ① 所得割額の軽減措置の廃止
基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方に適用されていた所得割額の軽減措置は廃止されました。
- ② 被扶養者であった方の軽減
75歳になられる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方は、所得割額はこちらから、均等割額が5割軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等（世帯主と被保険者により判定）	軽減後の均等割額
9割	【基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額（33万円）】以下の世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額（33万円）+27万5千円×世帯の被保険者数】以下の世帯	21,240円
2割	【基礎控除額（33万円）+50万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	33,984円

③ 均等割額の軽減範囲の拡充

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は27万5千円（平成29年度は27万円）、2割軽減は50万円（同49万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

* 年金収入の場合は、「年金収入（120万円+15万円）」が軽減の判定をする所得になります。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします。

◆問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208